

19.新たな環境直接支払交付金

令和9年度予算概算要求額 事項要求（前年度－）

環境負荷低減の取組を広げることは、国際情勢に左右されやすい化学肥料への依存度を減らすなど、食料安全保障に寄与するとともに、輸出を含め付加価値を高めた稼げる農業の実現に貢献します。このため、環境直接支払交付金は、

- ① これまでの地域支援から、**みどりの食料システム法の計画認定に基づく農業者支援**とします。
- ② 農法の転換・拡大時の**掛かり増しコスト**に加え、**減収等の導入リスクも軽減する支援**とし、一定期間で取組の**定着・自立を促す支援**とします。
- ③ 水田政策の見直しの中で、**生産性向上と環境負荷低減の両立を促す支援**とし、**取組に応じた面積払い**とします。

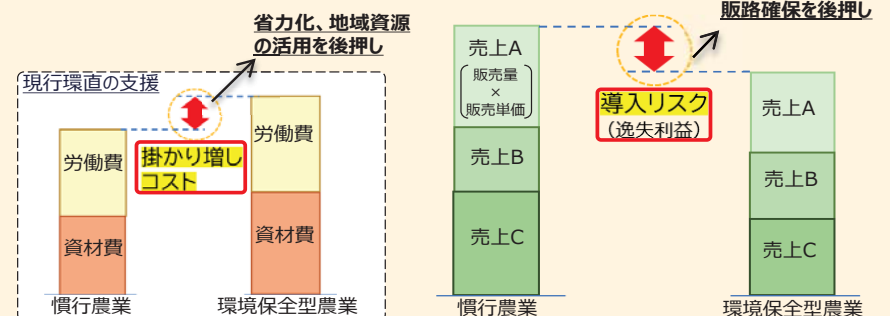
< 事業の内容 >

(1) 支援の考え方

- ・ みどり認定農業者を対象とします。
- ・ ①有機農業への転換、②環境価値を創出する取組、③土づくりの面的拡大等に資する取組について、取組ごとの転換・拡大時の「掛かり増しコスト」だけでなく「導入リスク」にも対応した支援します。

導入リスク（逸失利益）：農法転換時の収量減少や品質低下等による収益低下

新たな環境直接支払交付金の支援



- ・ 事業要件として、5年後までに以下の①～③の取組を実施
 - ① 市場評価を高める取組（出荷ロットの拡大、消費者等への訴求）
 - ② 生産安定化の取組（収量減少、品質低下等への対策）
 - ③ デジタル化の取組（営農管理ソフトの導入）

(2) 支援対象取組（案）

支援内容(例)

① 有機農業への転換支援

慣行農業等から有機農業への転換に向けた取組への支援



有機農業

② 環境価値の創出支援

温室効果ガス削減等の民間投資につながる取組への支援



バイオ炭 等

③ 土づくりの面的拡大等への支援

土づくりや化学肥料・化学農薬の低減の取組への転換・面的拡大の支援



堆肥 等

(3) 支援対象取組の更新

- ① 支援対象取組は5年ごとに見直し、十分に普及した取組は新たに確立された取組に入れ替えます。
- ② 同一圃場での同一取組への支援は、みどり認定の計画期間（5年までとし、新たな圃場への拡大等を促進します。

【お問い合わせ先】 大臣官房みどりの食料システム戦略グループ （03-6744-1865）